

商標の費用

(中野特許事務所 御苑オフィス 料金表)

2022年04月01日

中野特許事務所 弁理士 中野 寛也
TEL 03-4446-9022 h.nakano@nifty.ne.jp

(ご注意) 印紙代は、本紙作成時点の金額ですが、改定されることがあります。

また、料金体系は、予告なく変更されることがあります。最新の料金体系は、弊所の御苑オフィスのホームページ (<https://nakano-firm.net/> : キーワード=「弁理士 中野」でネット検索可) を開き、上部メニューの「料金」をクリックしてご確認ください。

商標登録までの流れ	1 区分	2 区分	3 区分
【1】出願費用 ※調査費用も含まれます。	弊所手数料 6 万円 + 印紙代 (出願料) 12,000 円 + 消費税 (10%) 6,000 円 = 78,000 円	弊所手数料 9 万円 + 印紙代 (出願料) 20,600 円 + 消費税 (10%) 9,000 円 = 119,600 円	弊所手数料 12 万円 + 印紙代 (出願料) 29,200 円 + 消費税 (10%) 12,000 円 = 161,200 円
【2】登録費用 ※登録査定が出た場合、すなわち権利化に成功した場合にかかる費用です。 ※10 年分の一括納付と、5 年分の分割納付 (最初の 5 年でやめてもよい。) とを選択できます。	< 10 年を選択した場合 > 弊所手数料 1 万円 + 成功謝金 3 万円 + 印紙代 (登録料 10 年分) 32,900 円 + 消費税 (10%) 4,000 円 = 76,900 円 ※【1】 + 【2】の累計 = 154,900 円 < 5 年を選択した場合 > 弊所手数料 1 万円 + 成功謝金 3 万円 + 印紙代 (登録料 5 年分) 17,200 円 + 消費税 (10%) 4,000 円 = 61,200 円 ※【1】 + 【2】の累計 = 139,200 円	< 10 年を選択した場合 > 弊所手数料 1 万円 + 成功謝金 4.5 万円 + 印紙代 (登録料 10 年分) 65,800 円 + 消費税 (10%) 5,500 円 = 126,300 円 ※【1】 + 【2】の累計 = 245,900 円 < 5 年を選択した場合 > 弊所手数料 1 万円 + 成功謝金 4.5 万円 + 印紙代 (登録料 5 年分) 34,400 円 + 消費税 (10%) 5,500 円 = 94,900 円 ※【1】 + 【2】の累計 = 214,500 円	< 10 年を選択した場合 > 弊所手数料 1 万円 + 成功謝金 6 万円 + 印紙代 (登録料 10 年分) 98,700 円 + 消費税 (10%) 7,000 円 = 175,700 円 ※【1】 + 【2】の累計 = 336,900 円 < 5 年を選択した場合 > 弊所手数料 1 万円 + 成功謝金 6 万円 + 印紙代 (登録料 5 年分) 51,600 円 + 消費税 (10%) 7,000 円 = 128,600 円 ※【1】 + 【2】の累計 = 289,800 円

< 補足 >

①調査の費用

調査費用は、出願費用に含まれます。この調査は、特許庁の無料のデータベース (J-PlatPat) を利用した検索となります。現在、有料のデータベースを利用した調査は行っていません。また、調査の結果、類似商標が抽出され、出願に至らなかった場合でも、無料です。この場合、抽出された類似商標をメール等でお知らせしますが、調査範囲や調査方法等を明示した調査報告書は作成しません。

②中間処理の費用

特許庁による審査の結果、拒絶理由通知を受ける場合があります。この場合には、それに反論するための書類を作成し、特許庁に提出することができます。意見書作成料 50,000 円 (税抜)、手続補正書作成料 30,000 円 (税抜) が掛かります。反論せずに権利化を断念する場合には、この費用は発生しません。

5年後	1区分	2区分	3区分
【3】分割納付の後期分の費用 ※上記の【2】で5年分の納付を選択した場合の費用です。	弊所手数料1万円 +印紙代(登録料5年分) 17,200円 +消費税(10%)1,000円 = <u>28,200円</u>	弊所手数料1万円 +印紙代(登録料5年分) 34,400円 +消費税(10%)1,000円 = <u>45,400円</u>	弊所手数料1万円 +印紙代(登録料5年分) 51,600円 +消費税(10%)1,000円 = <u>62,600円</u>

<補足>

上記【2】で10年分の納付を選択した場合には、この費用は発生しません。また、権利維持を望まない場合にも、この費用は発生しません。

10年後(10年毎)	1区分	2区分	3区分
【4】更新の費用 ※10年分の一括納付と、5年分の分割納付(最初の5年でやめてもよい。)とを選択できます。	<10年を選択した場合> 弊所手数料2万円 +印紙代(登録料10年分) 43,600円 +消費税(10%)2,000円 = <u>65,600円</u> <5年を選択した場合> 弊所手数料2万円 +印紙代(登録料5年分) 22,800円 +消費税(10%)2,000円 = <u>44,800円</u>	<10年を選択した場合> 弊所手数料2万円 +印紙代(登録料10年分) 87,200円 +消費税(10%)2,000円 = <u>109,200円</u> <5年を選択した場合> 弊所手数料2万円 +印紙代(登録料5年分) 45,600円 +消費税(10%)2,000円 = <u>67,600円</u>	<10年を選択した場合> 弊所手数料2万円 +印紙代(登録料10年分) 130,800円 +消費税(10%)2,000円 = <u>152,800円</u> <5年を選択した場合> 弊所手数料2万円 +印紙代(登録料5年分) 68,400円 +消費税(10%)2,000円 = <u>90,400円</u>

<補足>

商標権は、10年後、20年後、30年後、・・・という具合に、10年置きに手数料(印紙代)を支払って更新することにより、何年間でも維持することができます。

15年後、25年後、35年後、・・・	1区分	2区分	3区分
【5】更新の分割納付の後期分の費用 ※上記の【4】で5年分の納付を選択した場合の費用です。	弊所手数料1万円 +印紙代(登録料5年分) 22,800円 +消費税(10%)1,000円 = <u>33,800円</u>	弊所手数料1万円 +印紙代(登録料5年分) 45,600円 +消費税(10%)1,000円 = <u>56,600円</u>	弊所手数料1万円 +印紙代(登録料5年分) 68,400円 +消費税(10%)1,000円 = <u>79,400円</u>

<補足>

上記【4】で10年分の納付を選択した場合には、この費用は発生しません。また、権利維持を望まない場合にも、この費用は発生しません。